

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

（お申込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。）

※ この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面です。旅行契約が成立した場合は、同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、京王観光株式会社（以下「当社」といいます）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、募集パンフレット、インターネットホームページ（以下「ホームページ」といいます）、出発前にお渡しする旅行日程表と称する確定書面（以下「旅行日程表」といいます）および当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」といいます）によります。

2. 旅行のお申込みおよび契約成立

- (1) 《1》当社、《2》旅行業法で規定された「受託営業所」（以下《1》《2》を併せて「当社ら」といいます）のそれぞれにおいて、ご来店・電話・その他の方法において、お客様からの旅行契約のお申込みまたは予約を承ります。
- (2) 当社らは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めたときは、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの（契約責任者）とみなし、その団体に係わる旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。
 - ① 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
 - ② 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負いません。
 - ③ 当社らは、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (3) 所定の申込書（以下「申込書」といいます）に所定の記載事項を記入し、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約料」の一部として取り扱います。
- (4) 当社らは、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが電話等による旅行契約の予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- (6) お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
3 万円未満	6,000 円	15 万円未満	30,000 円
6 万円未満	12,000 円	15 万円以上	代金の 20%
10 万円未満	20,000 円		

3. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。
- (2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行については、参加者の性別・年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他の特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申

し出ください。(旅行契約成立後に、これらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) あらためて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、原則としてお客様の負担とします。

- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため、必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用は、お客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (6) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) お客様が、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) お客様が、当社らに対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり、業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他、当社らの業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面および旅行日程表

- (1) 第2項(5)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
- (2) 当社らは、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を、予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に企画旅行のお申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- (3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面および本項(2)における旅行日程表に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。ただし、14日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社らの指定した日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金について

- (1) 「旅行代金」とは、募集広告または募集パンフレット・ホームページに「旅行代金」と表示した参加コースの金額および当該コースの追加代金または割引代金としてパンフレット等に表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項の申込金、第16項の取消料、第24項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方は、おとな代金、満6歳以上（航空機利用コースにあっては満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3) 代金は各コースごとに表示しております。出発日ごと利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれているもの

- (1) 募集パンフレット・ホームページの旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎり航空機の場合はエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、消費税等諸税。
 - (2) 団体行動に必要な心付。
 - (3) 添乗員同行コースの同行費用。
- 上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれていないもの

第7項に記載された以外のサービスは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金（既定の重量、容量、個数を超える分について）
- (3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅から出発地・解散地までの交通費・宿泊費等
- (5) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- (6) 空港施設使用料
- (7) 燃油サーチャージ

9. 追加代金

追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテルの指定の選択、⑤部屋タイプの選択、⑥1人部屋追加代金、⑦食事プランの選択、⑧延泊による宿泊代金、⑨平日・休前日の選択、⑩出発・帰着曜日の選択、その他パンフレット等で“○○○○追加代金”と称するものにより追加する代金をいいます。

10. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

11. 旅行内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由が生じたことにより、募集パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きい場合は、当該旅行の実施を取り止めるか、またはお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少または増加が生じたときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更いたします。

- (5) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

13. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、この場合、所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。
- (2) 本項(1)の契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生じます。

14. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様は、第 16 項〈表 1〉〈表 2〉に定める取消料を当社に支払っていつでも旅行契約を解除することができます。なお、〈表 1〉〈表 2〉でいう取消日とは、お客様が当社らの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいたときを基準とし、変更取消のお申し出は当社らの営業時間内にものみお受けいたします。(お申し出の期日により取消料の額に差の生じることがありますので、当社らの営業日・営業時間・連絡先は、お客様自身でも申込時点で必ずご確認ください。)
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ① 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の〈表 3〉左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りま。
 - ② 第 12 項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当社らがおお客様に対し、第 4 項(2)で定めた期日までに、旅行日程表をお渡ししなかったとき。
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) 当社らは、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しいたします。
- (4) お客様の都合で旅行開始日およびコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合、当社は、第 14 項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

15. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は取消料に相当する額と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ① お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ② お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ③ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ④ お客様が契約内容に関し、合理的範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤ お客様の申込が募集パンフレット等の契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目(日帰り旅行については 3 日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥ スキーを目的とする旅行における降雪量不足などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得

ない事由が生じたことにより、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑧ お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

- (3) 当社は、本項(1)により旅行契約を解除したいときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したいときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

16. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消しになる場合には旅行代金に対し、お客様お一人様につき下記〈表 1〉〈表 2〉の料率で取消料を、参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日において、お客様が旅行契約を解除したものとし、〈表 1〉〈表 2〉の料率で違約料をいただきます。

〈表 1〉 取消料

取消日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	(1) 21 日目に当たる日以前の解除（日帰り旅行にあつては 11 日目）	無料
	(2) 20 日目に当たる日以降の解除（日帰り旅行にあつては 10 日目）（(3)～(6)を除く）	旅行代金の 20%
	(3) 7 日目に当たる日以降の解除（(4)～(6)を除く）	旅行代金の 30%
	(4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	(5) 当日の解除（(6)を除く）	旅行代金の 50%
	(6) 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

※ ただし、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する場合、別途、パンフレット等で定めるところによります。

〈表 2〉 企画旅行の宿泊プランのみを内容とする場合

取消日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	(1) 6 日目に当たる日以前の解除	無料
	(2) 5 日目に当たる日以降の解除（(3)～(5)を除く）	取消人員 14 名以下 無料 取消人員 15 名以上 旅行代金の 20%
	(3) 3 日目に当たる日以降の解除（(4)～(5)を除く）	旅行代金の 20%
	(4) 当日の解除（(5)を除く）	旅行代金の 50%
	(5) 旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の 100%

17. 旅行開始後の解除・払戻し

- (1) お客様による解除・払戻し

- ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ② 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当該部分に係る金額から、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれ

から支払わなければならない費用を差し引いたものを、お客様に払戻します。

(2) 当社による解除・払戻し

① 当社らは、次に掲げる場合においては、旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。

エ. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

② 前①により、旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い、または、これから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

③ 「本項(2)①ア.ウ。」により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

18. 旅行代金の払戻し

当社は、第 12 項の規定により旅行代金を減額した場合または第 14 項から第 15 項までの規定により、お客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払戻いたします。

19. 旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約内容に従ったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものになるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

20. 添乗員等

(1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」といいます）を同行させ、第 19 項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。

(2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレット等に明示してあります。

(3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。

(4) 添乗員等の業務は、原則として 8 時から 20 時までとします。

(5) 一部コースについては、現地到着時から現地出発時まで同行する場合があります。この場合、集合場所までおよび解散場所からの行程については、添乗員等は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続は、お客様自身で行っていただきます。（一部コースについては、係員が、受付・出発のご案内をいたします。）

(6) 個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるために必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(7) 現地添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の

変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

21. 当社の責任および免責事由

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人 15 万円を限度（当社らの故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。
- (3) 当社らに故意または過失がない場合で、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
 - a. 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - c. 官公署の命令または伝染病による隔離
 - d. 自由行動中の事故
 - e. 食中毒
 - f. 盗難
 - g. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

22. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

23. 特別補償

- (1) 当社は、第 21 項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1,500 万円）・後遺障害補償金（1,500 万円を上限）・入院見舞金（2 万円～20 万円）および通院見舞金（1 万円～5 万円）を、また手荷物に対する損害につきましては、損害補償金（手荷物 1 個または一対あたり 10 万円を上限、1 募集型企画旅行お客様 1 名あたり 15 万円を上限）を支払います。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨をパンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が、募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山道具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳および現金支払機用カードを含みます）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

24. 旅程保証

- (1) 当社は、本項〈表3〉左側に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次の①～②で規定する変更を除きます）は、旅行代金に〈表3〉右側に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、サービス提供の日時および順番の変更は対象外とします。また、当該変更について、当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ② 第14項から第17項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の経済的利益をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項(1)の規定に基づき、変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべきこととなる変更補償金を相殺した額を支払います。

〈表3〉

変更補償金の額=1件につき下記の率×お支払対象旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みませす）その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りませす）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます）	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1： 「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2： 確定書面（旅行日程表）が交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき、1件として取扱います。

注3： ③、④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。

注4： ④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5： ⑦の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストまたは当社の営業所もしくは当社のホームページで閲覧に供しているリストによります。

注6： ④または⑦、⑧に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取扱います。

注7： ⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

25. 通信契約による旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）から「会員の署名なくして旅行代金の支払をうけること」（以下「通信契約」といいます）を条件に旅行のお申込を受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申込に際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社らに通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発したときに成立し、当社らが電話、留守番電話、ファクシミリ、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレット等に記載する旅行代金」または「第16項に定める取消料」の支払を受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額または旅行開始後の解除の場合は30日以内）をカード利用日として払戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができない場合は、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第16項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

26. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等につい

てはお申込みいただいたパンフレット・ホームページ記載の日程表および別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています)の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社等に対し、お客様の氏名、住所、電話番号等を、あらかじめ電子的な方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

- (2) 上記のほか、当社では次に掲げる場合においてお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- ① 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
 - ③ アンケートのお願い
 - ④ 特典サービスの提供
 - ⑤ 統計資料の作成
- (3) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、お客様の個人データを共同利用する当社グループ企業の名称および個人データの管理を行っている当社グループ会社についてはホームページ (<http://www.keio.co.jp/group/>) をご参照ください。なお、これらの個人データの管理の責任者は当社となります。
- (4) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (5) 当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ (<http://www.kingtour.com/>) でご確認ください。

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社らは、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (5) 貸切バスで運行する場合のバス会社名は、旅行開始前日までに、お客様に確定書面にてご案内させていただきます。
- (6) 本条件書およびパンフレット等に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社らにご請求ください。

28. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、パンフレット等に明示した日となります。

旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業第10号 一般社団法人日本旅行業協会(JATA) 会員

京王観光株式会社

〒151-0061 東京都渋谷区初台1-54-2 京王初台1丁目ビル

2019年4月改訂